

法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究 報告書概要

(平成27年度先導的大学改革推進委託事業)

地方在住者や働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及に向けて実証研究を実施(実施機関:中央大学)

調査手法

- ① **遠隔授業システム**を用いて、都市部の法科大学院から地方の法科大学院に授業を配信し、複数の大学が合同で行う授業を実施(サテライト形式)。(公法総合Ⅰ/法曹倫理/比較法文化論/4群特講/テーマ演習Ⅱ)
- ② **タブレット端末を利用**した受講や、**オンデマンド形式**を組み込んだ授業を実施(公法総合Ⅰのみ)。
(いずれの調査についても、**全15回の授業のうち3回程度**で実施)

分析結果(学生や教職員の評価)

大学別の評価

- ◆ 配信先大学(地方の法科大学院)の評価は極めて良好
- ◆ 配信元大学(都市部)の学生は遠隔授業を高く評価する者が少ない

授業別の評価

- ◆ 大規模(50名程度)かつ双方向・多方向型授業及び小規模(10名程度)かつゼミ形式の授業では概ね評価が良好
- ◆ 中規模(20名程度)かつ双方向・多方向型授業では、遠隔授業を高く評価する者がほとんどいない

遠隔授業の形式別の評価

- ◆ サテライト形式による遠隔授業については概ね評価が良好
- ◆ オンデマンド形式による授業についても概ね評価が良好であり、直ちに排除されるべき授業形態とは言えない
- ◆ タブレット端末を利用した遠隔授業を高く評価する者は少ない



ICTを活用した授業の教育水準向上に向けた課題

- 授業の学修内容を事前提示するなど**授業運営を工夫**
- レジュメ配信、課題提出や質問受付などをweb上で可能にするなど、**学修環境の整備**
- 授業中に小テストを実施するなど緊張感を維持できる仕組みとした上で、**オンデマンド授業を一定回数に限定して許容**
- **地方在住者に配慮**し、web上に法律文献データベースを整備/スクリーニングを地方大学で実施/地方大学教員による学修支援
- 教育水準を維持するための**設備面・技術面のコスト確保**
- 授業を担当する**教員のスキル向上**

今後の課題

- 専門職大学院設置基準第8条第2項に規定される「**教育効果要件***」の**適合性判断に関する一定の指針の必要性**を検討(オンラインによる遠隔授業を基本とした教育課程の編成も視野に、**科目特性による教育効果の差異等の分析**等)
* 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている